

児童虐待防止対策関係・平成28年度補正予算（案）・平成29年度概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策推進室

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

これを踏まえた、平成29年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の1つ。

児童虐待防止対策関係予算 1,411億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額（括弧内は平成28年度予算額）

・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	166億円の内数	(73億円の内数)
・ 児童入所施設措置費等	1,142億円の内数	(1,140億円の内数)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	60億円の内数	(57億円の内数)
・ 妊娠・出産包括支援事業	38億円	(24億円)
・ 児童虐待防止対策費（本省費）等	1億円	(1億円)
・ 児童相談体制整備事業	4億円	(0.3億円)

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府において要求。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

② 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

(2) 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金：982億円＋事項要求の内数】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につなげていない児童のいる家庭への対策について、予算編成過程で検討する。

【子ども・子育て支援交付金：982億円＋事項要求の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が确实・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

(1) 児童相談所の体制整備等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

③ 児童相談所・市町村の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行う。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する経費について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法により受講が義務付けられる児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する研修の講師を担当する者の研修を新たに実施するための研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.8億円】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（2）市町村の体制強化

① 市町村における要保護児童等への運営支援【新規】

市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を運営する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されている全ての児童、妊婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：982億円＋事項要求の内数】

（参考）平成28年度第2次補正予算案

○ 市町村における要保護児童等への支援拠点の整備

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備する。

※ 既存の「子育て支援のための拠点施設本体整備」を活用。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（3）適切な環境における児童への対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：60億円の内数】

④ 一時保護所における学習指導員の配置【新規】

一時保護中の児童に対する学習支援の充実を図るため、一時保護所に常勤の学習指導を行う者を（学習指導員）を1名配置する。

【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑤ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対する受審費用を創設する。【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

⑥ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

なお、社会保障の充実については、予算編成過程で検討する。（事項要求）
＜社会保障の充実＞

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする）
など

【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：60億円の内数】

（参考）平成28年度第2次補正予算案

○ 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

① 一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

② 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する研修の充実【拡充】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

(2) 家庭養護の推進

① 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置促進

ファミリーホームの委託児童数が減少した場合でも安定的な運営が図られるよう、事務費について一定期間（6か月程度）激変緩和措置を講じ、設置促進を図る。

【児童入所施設措置費等：1,142億円の内数】

（3）被虐待児などへの支援の充実

① 児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことに伴い、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用補助として、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

①に併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者についても、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】